

「横浜市立十日市場小学校」及び「横浜市立科学技術高等学校（仮称）」
整備事業契約の変更について

1 概要

横浜市立十日市場小学校整備事業及び横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業は、P F I 事業により設計・建設後、施設管理を実施するものとして契約を行っています。今回、消費税及び物価指数の 2 つの改定に伴い契約金額を変更する契約を締結することについて第 3 回市会一般議案として提出します。

2 契約変更を行う理由

(1) 消費税改定について（両校とも対象）

この事業契約では、消費税率の引上げに係る税制変更が行われた場合、税制変更後の維持管理費（管理の対価）に係る消費税額を、変更後の税率に基づいて改定するよう契約条項に規定されています。

令和元年 10 月 1 日より、消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられるため、契約条項に基づき、令和元年 10 月以降の維持管理費（管理の対価）に係る金額について改定を行います。

(2) 物価指数改定について（十日市場小学校のみ対象）

この事業契約では、維持管理費について日本銀行が公表する物価指数を 3 年ごとに確認し、支払開始年度（若しくは前回改定時）と比較し、3 % を超える変動が認められる場合に物価指数を反映して改定することとしています。

今回、十日市場小学校整備事業について平成 24 年度（前回改定時）と平成 30 年度の物価指数を踏まえて、特定目的会社から特定事業契約に基づいた支払額改定の申し出を受けたため改定を行います。

年度（指数基準）	企業向けサービス価格指数
平成18年度(2005年基準)	99.8
平成21年度(2005年基準)	97.9 (18年度比▲1.9%)
平成24年度(2005年基準)	95.8 (18年度比▲4.0%)
(2010年基準)	98.9
平成27年度(2010年基準)	100.1 (24年度比+1.2%)
平成30年度(2010年基準)	102.3 (24年度比+3.4%)

3 変更する契約金額

	十日市場小学校	科学技術高等学校
(1) 変更前契約金額	2,868,090,249円	9,379,064,763円
(2) 変更後契約金額	2,869,681,284円	9,382,242,975円
(3) 差額	1,591,035円	3,178,212円

4 契約締結と変更に係る経過

	十日市場小学校	科学技術高等学校
(1) 契約期間	平成17年9月30日から 令和2年3月31日まで(15年)	平成18年2月9日から 令和3年3月31日まで(15年)
(2) 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年8月3日 特定事業仮契約 ・平成17年9月30日 事業契約に係る議会の議決 (平成17年第3回市会) ・平成25年9月20日 特定事業契約に係る仮変更契約 (物価変動) ・平成25年9月26日 契約金額の変更議決 (平成25年第3回市会) ・平成26年2月19日 特定事業契約に係る仮変更契約 (消費税率変更) ・平成26年2月21日 契約金額の変更議決 (平成26年第1回市会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月27日 特定事業仮契約 ・平成18年2月9日 事業契約に係る議会の議決 (平成18年第1回市会) ・平成20年12月19日 特定事業契約に係る仮変更契約 (金利変更) ・平成21年2月25日 契約金額の変更議決 (平成21年第1回市会) ・平成24年12月18日 特定事業契約に係る仮変更契約 (管理の対価の改定) ・平成24年12月25日 契約金額の変更議決 (平成24年第3回市会) ・平成26年2月17日 特定事業契約に係る仮変更契約 (消費税率変更) ・平成26年2月21日 契約金額の変更議決 (平成26年第1回市会)

5 契約の相手方及び今後の予定

	十日市場小学校	科学技術高等学校
(1) 契約の相手方	十日市場スクールサービス株式会社	横浜サイエンスサポート株式会社
(2) 今後の予定	令和2年3月まで事業契約に基づき維持管理を実施	令和3年3月まで事業契約に基づき維持管理を実施